

11. 金銭の分配

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「金銭の分配」についての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a(k)】

※ 金銭の分配には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 決算短信や中間決算短信の開示日に、併せて金銭の分配について決定した場合において、併せて決定した額を、直近の金銭の分配に係る予想の額（無配の予想を含む。金銭の分配に係る予想の額を開示していない場合及び未定として開示している場合にあつては、直前営業期間の実績額。）で除して得た数値が1.05未満又は0.95を超えるとき、本項目の開示は、決算短信（サマリー情報）、中間決算短信（サマリー情報）の「分配状況」欄において所定の記載を行うことで足りることとします。したがって、決算短信や中間決算短信の開示日に、併せて決定した金銭の分配に係る額を、直近の金銭の分配に係る予想の額（金銭の分配に係る予想の額を開示していない場合及び未定として開示している場合にあつては、直前営業期間の実績額）で除して得た数値が1.05以上又は0.95以下の場合には、決算短信又は中間決算短信とは別に、本項目「金銭の分配」及び「金銭の分配に係る予想額と決定額との差異等」として開示が必要となります。
- ③ 金銭の分配とは、投信法第137条における金銭の分配をいい、利益を超えた金銭の分配も含まれます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 基準日
- b. 1口当たりの分配金額
- c. 分配金の総額
 - ・ 利益超過分配を行う場合には、一時差異等調整引当額からの分配金総額と税法上の出資等減少分配からの分配金総額の内訳及び減少剰余金等割合を記載する。
- d. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項